

【諮問第32号】

6川公審査第10号
平成7年3月27日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等の一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成6年4月28日付け6川環西第45号で諮問のありました「神木公園に関する文書の一部非公開の件」
について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 神木公園に関する事項が記録されている文書のうち、第1回ないし第4回の神木公園トイレ説明会議事録(以下「説明会議事録」という。)については、川崎市職員以外の個人の住所、氏名、電話番号及び肩書を除いて公開すべきである。
- (2) 本件不服申立てにかかる公文書は、前項の「説明会議事録」を除いて、本件閲覧請求により全部または一部公開済みの文書のほかは存在しないものと認められる。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成6年1月10日川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、「川崎市環境保全局緑政部西部公園事務所(以下「西部公園事務所」という。)が作成した昭和47年3月より平成6年1月10日までの間における神木公園に関する事項が記録されている文書のすべて」について閲覧請求した。

- (2) 実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は前項の請求に対し同月24日付けで下記文書につき、公開又は非公開(一部非公開を含む)の処分をした。

ア 全部公開した文書

- (ア) 公共施設(公園)関係図書の引継ぎについて(神木公園)一式
- (イ) 川崎市公園緑地報奨金交付要領
- (ウ) 愛護作業実績・計画報告書
- (エ) 事務引継報告書(平成3年4月3日)

イ 一部非公開とした文書及びその部分

- (ア) 平成5年度神木公園施設補修工事の工事設計図書及び工事請負契約書一式のうち、金額入り設計書の単価、工事請負者及び工事完成保証人の代表者の印影部分
- (イ) 公園維持管理に関する電話応接簿の連絡者の氏名、電話番号
- (ウ) 平成2年度(梶ヶ谷第3公園ほか2ヶ所アメニティ施設新築工事)の工事設計図書及び工事請負契約書一式のうち、金額入り設計書の単価、工事請負者及び工事完成保証人の代表者の印影部分

ウ 全部非公開とした文書

「説明会議事録」

- (3) 不服申立人は同年4月25日条例14条1項の規定に基づき、前項イ及びウ記載の全部又は一部非公開処分を受けた文書のうち、ウ記載の「説明会議事録」につきなされた全部非公開処分の取消を求め、さらに、同文書を除きア記載の公開された文書のみでは、不服申立人の請求に充分対応していないとして不服申立てを行った。〔当審査会諮問32号事件〕
- (4) 当審査会は、実施機関から平成6年5月25日付けで非公開処分にかかる理由説明書の、不服申立人から同年6月30日付けで意見書の各提出を受け、さらに同年11月12日に実施機関から事情聴取を行ない、同日不服申立人及び補佐人の口頭意見陳述を行ない、関係資料の提出を受けた。

3 審査会の判断

- (1) 「説明会議事録」の公開について

実施機関は「説明会議事録」には個人の住所、氏名、電話番号及び肩書が記載されており、これらを公開することによって当該個人が識別されるため、条例7条1項1号に該当し、また、市政執行情報として、反復継続される同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるため、同条同項3号イにも該当し、非公開とした旨主張する。

条例7条1項1号で公文書の閲覧等を拒むことができるのは「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」とされている。そして、「説明会議事録」には出席者や発言者等特定の個人の住所、氏名、電話番号及び肩書が記載されており、このうち、個人生活事項にかからない川崎市職員を除いたその余の個人については、同条同項同号に該当し、非公開とされるべきことは疑問の余地はない。

しかしながら、条例上請求にかかる公文書に非公開とすべき情報とそれ以外の情報とが記録されている場合は、これを可能な限り区分し、非公開とすべき情報が記録されている部分を除いて当該公文書を公開しなければならない(7条2項)のものであり、「説明会議事録」は個人の住所、氏名、電話番号及び肩書を除いた部分だけでも会議の状況等を充分に知ることができ、それ自体意味ある情報である。

また、説明会はすべて公開の場で行われており、その記録されている内容をみても、「説明会議事録」が市政執行に関する情報として条例7条1項3号のいずれの事由にも該当するものではないと考えられる。

したがって、「説明会議事録」は川崎市職員以外の個人の住所、氏名、電話番号及び肩書を除いて公開すべきものと判断する。

なお、実施機関は理由説明書の中で、神木公園内に公衆便所を設置する案件に関する文書として、「地元説明会に係る、氏との打合せの記録及び説明会議事録」が条例7条1項1号及び同項3号イに該当するから非公開とした旨述べているが、当審査会の事情聴取に対し、地元説明会にかかる氏との打合せの記録は「説明会議事録」の中に記録されているものであり「説明会議事録」とは別に存在するものではないとして、理由説明書を補正した。

(2) 本件不服申立てにかかる公文書の存否について

不服申立人は、実施機関は市議会の委員会や神木公園トイレ説明会等で、神木公園に関し、具体的な事実関係について述べており、このことは、それらの事実関係を記録した何らかの文書に基づかなければ、とうてい述べることは不可能であるから、西部公園事務所には「業務日誌」のような日常の業務の執行状況等を記録した文書或いは担当職員が各自個別に日常の業務を記録した文書等が存在する筈だと主張する。

これに対し実施機関は、当審査会の事情聴取において請求にかかる昭和47年3月以降の文書のなかには、すべて保存期間を経過し、廃棄されているものもあり、本件公開請求に対して全部又は一部非公開処分にした文書以外はすべて公開しており、それ以外には請求に係る公文書は存在しないと主張し、西部公園事務所において、日常の業務執行に関し、その詳細な内容を記録し文書化することは、それが「業務日誌」のような方法では勿論、それ以外の方法でも全く行っていないと述べている。

また、議会における答弁や神木公園に関し具体的な事実関係を指摘して説明する場合、それぞれ各個人の手帳や備忘録的なメモ等に基づいて行うことがあるが、それらは個人の管理にかかる私的なメモであって、実施機関で管理しているものではないから公文書にあたらぬものであると主張してい

る。

条例において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画・・・で当該実施機関が管理しているものをいう」(2条1項)とされている。

そこで、当審査会が実施機関に対して行った事情聴取の結果、西部公園事務所において、日常の業務の執行状況等を記録し、それを管理していた事実を認め得る状況はなく、本件不服申立ての関係ですでにその全部又は一部を公開された文書以外には神木公園に関する事項が記録されているものは公文書として存在していないと認めざるを得ない。

したがって、その余の文書の公開を求める不服申立ては理由がないものと判断する。